

## 学校運営支援者協議会と学校運営協議会との比較

	学校運営支援者協議会 (富士見市)	学校運営協議会 (富士見市以外)
趣旨	<p>学校の管理運営に保護者や地域の支援を積極的に取り入れることによって、家庭・地域の教育力を活かした「特色ある学校づくり」を進める。また学校の教育方針や教育活動の理解を深めるとともに、保護者や地域の声を取り入れた「開かれた学校づくり」の推進に資する。</p> <p>(富士見市実施要項 参考)</p>	<p>学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、○○市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、<u>学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むもの</u>とする。</p> <p>(文科省地域学校協働活動推進室資料 参考)</p>
所掌事項 と主な役割	<p>校長は、学校運営に資するため、次の事項について意見を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経営計画に関すること</li> <li>・学校運営上の支援に関すること</li> <li>・学校関係者評価に関すること</li> <li>・その他校長が必要と求める事項</li> </ul>	<p>主な3つの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること</li> <li>・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる</li> <li>・教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる</li> </ul>
任期	任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、原則として再任は2回まで	任期は○年とし、再任を妨げない。 (文科省地域学校協働活動推進室資料 参考)
報酬	無償	有償
委員	<p>校長が推薦し、教育委員が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者</li> <li>・地域住民</li> <li>・学識経験者</li> <li>・設置学校の校長</li> <li>・設置学校の教職員</li> <li>・その他校長が必要と認める者</li> </ul>	<p>教育委員が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者</li> <li>・地域住民</li> <li>・学識経験者</li> <li>・対象学校の校長</li> <li>・対象学校の教職員</li> <li>・対象学校の運営に資する活動を行う者</li> <li>・関係行政機関の職員</li> <li>・その他、教育委員会が適当と認める者</li> </ul> <p>(文科省地域学校協働活動推進室資料 参考)</p>
内容	<p>3・4回の協議会実施</p> <p>1回目…学校経営計画の説明、年間活動計画の確認、学校評価について説明。</p> <p>2・3回目…「授業や学校行事」、「学校支援活動」について協議</p> <p>4回目…「学校評価」、「次年度の経営計画」について協議</p>	別紙参照